

札幌市子ども発達支援総合センター

電子カルテシステム導入業務仕様書

令和7年7月

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

子ども発達支援総合センター地域支援課

目 次

Ⅰ 調達案件の概要

(1) 調達件名	2
(2) 調達の背景及び目的	2
(3) 調達の基本方針	2
(4) 札幌市子ども発達支援総合センター概要	2
(5) 業務の対象範囲	2
(6) 契約期間	3
(7) 導入スケジュール	3

Ⅱ 基本要件等

(1) システム内容	3
(2) 人員・導入体制	3
(3) システム導入付帯作業	3
(4) システム導入時の研修	3
(5) 保守体制	4

Ⅲ 電子カルテシステム機能要件等

(1) 患者基本情報	4
(2) 診療記録	4
(3) 実施記録	5
(4) 部門システム等との連携	5
(5) 診療関連の文書管理	6
(6) 共通事項	6
(7) 診療進捗管理	6
(8) オーダー管理	7
(9) 看護業務管理	7
(10) 患者管理	8

Ⅳ 情報セキュリティ

(1) 遵守・準拠すべき基準等	8
(2) 情報セキュリティ対策要件	9

Ⅴ ハードウェア

(1) サーバー	9
(2) クライアント端末	9
(3) ネットワーク	9

Ⅵ その他

	10
--	----

I 調達案件の概要

(1) 調達件名

札幌市子ども発達支援総合センター電子カルテ導入業務

(2) 調達の背景及び目的

札幌市子ども発達支援総合センターが所管する2医療機関である札幌市子ども心身医療センター及び札幌市発達医療センター（以下、「両センター」という。）において、カルテは紙媒体のものを使用している。そのため、手書きによるカルテ記載やカルテ管理に多くの負担と時間を要している。

電子カルテの導入でこれらを解消することにより、時間外労働の削減及び働き方改革の推進、患者サービスの向上を目的とする。

(3) 調達の基本方針

本仕様書は、電子カルテシステムの導入に際し、対象となるシステムが実現すべき機能を要求しようとして掲げたものである。導入費用の削減と定期的なバージョンアップを施すため、原則パッケージの利用し、公立医療機関として確実な情報セキュリティの担保を優先してシステム化するものである。

(4) 札幌市子ども発達支援総合センター概要

医療機関（両センター）、通所施設（札幌市はるにれ学園、札幌市かしわ学園、札幌市ひまわり整肢園）、入所施設（札幌市児童心理治療センター、札幌市自閉症児支援センター）の複合施設。

本仕様に係る両センターの詳細は以下のとおり。

（患者数：令和5年度実績、職員数：令和6年4月1日時点）

	札幌市子ども心身医療センター（※1）	札幌市発達医療センター
住所（作業場所）	豊平区平岸4条18丁目1-21	中央区北7条西26丁目1-1
延べ患者数	18,655人	3,912人
実患者数	12,258人	2,261人
新患者数	469人	70人
職員数	75名	24名
医師	16名	3名
看護師	12名	4名
リハビリ職員（※2）	25名	8名
セラピスト職員	13名	1名
検査担当職員	3名	3名
医療事務職員（※3）	6名	5名

※1 職員数については、両センターに加えてひまわり整肢園の職員も含める。

※2 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士の合計人数

※3 情報セキュリティ担当事務職員1名と医療事務を行っている委託職員

(5) 業務の対象範囲

本業務は、クライアント端末の開梱・設置、ネットワークの構築、本仕様に定める関係システム

との連携、電子カルテシステムの導入、委託者への使用方法の教育、運用の助言、電子カルテシステム稼働時の立ち合いを範囲とする。

(6) 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(7) スケジュール

令和8年1月頃に試験稼働、遅くとも令和8年3月に本稼働。委託者と受託者は契約締結後、協議の上、早急に詳細のスケジュールを定めることとする。

2 基本要件等

(1) システム内容

- ア 稼働後のメンテナンスを考慮し、パッケージソフトの標準適用を基本としたシステム構築を行うこと。
- イ パッケージシステムが想定している標準的な電子カルテ運用業務フローを提供するとともに、ワーキング等に参加し、当センターの運用フロー作成に協力すること。
- ウ 主要機能が同一端末から参照可能であること。
- エ 導入する電子カルテシステムは、他医療機関において稼働している実績を有するものであること。
- オ MEDISの提供する標準マスタ及び標準コード体系が使用可能なこと。

(2) 人員・導入体制

- ア ユーザーからの意見を収集する体制が明確になっていること。
- イ 円滑なシステム稼働を実現するために、他医療機関において電子カルテシステム導入経験のあるシステムエンジニアによる導入体制を整備すること。
- ウ 本業務のプロジェクト管理者は、プロジェクトマネジメント協会が発行するPMP資格取得者、または同等の経験もしくは技能を有するものであること。
- エ 他医療機関で起こったトラブル事例が整理されていること。トラブル発生時は速やかに委託者に通知し、同じ原因でトラブルが起らない体制を有すること。

(3) システム導入付帯作業

- ア 端末及びプリンターの配置については、委託者が作成する端末・プリンター配置表に基づき設置をすること。端末の設置にあたり、机や電源の配置に不備等があった場合は、可能な助言を行うこと。
- イ システムの動作確認作業は、受託者が行うこと。
- ウ 医事システムからのマスタ移行・データ移行作業は、本仕様に含めること。

(4) システム導入時の研修

- ア 操作方法の教育については、委託者が指示する場所で行うこと。また、システム運用を行う担当者向けの教育についても実施すること。
- イ 稼働後の立会については、運用に混乱をきたさないよう事前に準備を行い、2～3日程度、発達医療センターには1名以上、子ども心身医療センターには2名以上を配置すること。

(5) 保守体制

- ア システム障害時に、受託者が当センターに来庁できる体制と併せて、遠隔保守できる体制を有すること。
- イ 診療報酬改定に伴うプログラム変更、薬価・点数マスタの更新を保守として行う体制があること。
- ウ 当センター側の誤操作等による障害時の回復作業、もしくは原因不明時の回復作業を支援する体制を有すること。
- エ 電子カルテシステムのアプリケーションソフトの保守を行う体制を有すること。
- オ 受託者、委託者協議のもと、システム稼働後の打合せを実施できる体制を有すること。
- カ 電子カルテシステムは、定期的に機能アップを行い陳腐化せず、バグ修正を随時行う体制を有すること。

3 電子カルテシステム機能要件等

(1) 患者基本情報

- ア 患者取り違い防止のため、患者の基本的情報については、常にわかりやすく表示されていること。
- イ 両センターが医事会計システムに保持する患者基本情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、保険情報、病名等）は、試運転開始時点においてはデータ移行されていること。
- ウ 電子カルテ内においては、患者プロフィールは全診療科共通とし、一患者に対して常に一プロフィールとすること。
- エ 診療過程に応じて患者の基本情報の追加、修正、削除等を行い、患者プロフィール情報を管理することができること。診療録保存期間は、完結の日から5年以上とし、委託者の求めに応じて半永久的に保管できる体制にあること。
- オ 感染症の有無、禁忌情報、特記事項に関しては患者プロフィールを起動させなくても、電子カルテトップ画面に表示されていること。
- カ 病名マスタとして I C D I 0 及び M E D I S 標準マスタに準拠した日本語病名集が使用できること。患者に登録した病名はそのままの形で電子レセプトデータとして利用できること。
- キ 頻繁に使用する病名はマスタ化し、医師別に登録ができること。
- ク 病名マスタにない病名（症状等）は仮病名として登録ができること。仮病名は、フリー病名登録することができ、レセプトに反映しないこと。
- ケ 表示する項目は登録された全項目とし、診療記録や処方等の記録種別毎、継続・終診毎等の検索条件を絞り込めること。
- コ 保険の変更等に伴い、病名の開始日が一括で変更できること。

(2) 診療記録

診療記録とは、診療にあたり患者の身体状況、病状、治療等について、医師あるいはリハビリテーション職員等、全ての医療従事者が知り得た情報及び、その情報に基づいて下した判断、実施した処置等の記録とする。

- ア POS（問題志向型システム）に基づく記載やフリー入力による診療記録の記載、看護記録等の記載、オーダーの登録を行えること。
- イ 検査結果や画像診断所見等により、必要な部分を抜き出し、診療記録に転記できること。

- ウ 記載済みのカルテ、文書、オーダー、結果、レポートの登録、表示、修正を行えること。
- エ 記事を削除した場合でも、削除された記事が存在することを画面上で確認できること。
- オ 定型文を登録することができる。
- カ 医師や看護師等によるカルテ記載に際して、記載項目の定型化テンプレートを用意することで、電子カルテシステムの標準化を図れること。また、委託者において、テンプレートの作成、変更が可能な機能を有すること。
- キ テンプレート形式による入力を行えること。テンプレート入力は、選択肢・数字入力・文字入力が可能であること。
- ク カルテを記載する際に、文章の所見のみでは表現が難しい場合には、絵図による表現を交えて簡単に所見の記録を行えること。体の各部位や全身のスケッチ図に対しての患部を描き入れ及び、容態や診療行為の絵図記載が可能であること。
- ケ 診療記録の様式をプログレスノート（経過記録）型として登録できること。初期値として、SOAP形式、フリー入力形式を提供すること。
- コ 指示日時、実施日時、記載日時を各々独立して管理できること。
- サ 表示される情報は、プログレスノート種別、プロブレム別、記載種別にフィルタリング（絞り込み）表示が可能であること。
- シ イメージスキャナにて取り込み処理を行った文書を添付し、診療経過記録上で参照できること。
- ス 重要な情報に対してブックマークをつけることができ、ブックマークのついた情報を検索できること。
- セ カルテ記載内容やオーダーの内容を印刷する機能を有すること。
- ソ 患者サマリ、中間サマリ、看護サマリ等が記載できること。
- タ サマリ作成の際には、すでに入力された診療情報を流用できること。
- チ サマリ画面は、家庭医療課に必要な項目（診断病名、喫煙歴、飲酒歴等）が網羅されていること。
- ツ サマリの印刷ができること。
- テ 看護記録フリー入力や定型文、テンプレートによる看護記録の作成ができること。入力された情報は、看護記録としてカルテに保存されること。
- ト デジタルカメラで撮影した情報を看護記録に添付し、診療経過記録上で参照できること。
- ナ 医療監査等時に提出する帳票の印刷が可能であること。

(3) 実施記録

- ア 看護師が外来で行う処置や注射等のオーダーの実施入力ができること。
- イ 診療記録に記載する部門記録を登録できること。検査結果報告書等イメージスキャナにて取り込み、診療経過記録上で参照できること。

(4) 部門システム等との連携

- ア 当センターで使用している医事会計システム（日医標準レセプトセフトORCA）と連携を行うこと。なお、医事会計システム側の連携に係る費用については、本業務に含まないものとする。
- イ 血液検査等については、委託者と契約している臨床検査会社あてに検査依頼書と検体を渡すことで検査依頼を行い、検査結果については、書面で受領を行っている。この書面を取り込む方式もしくは、臨床検査会社がデータでの検査結果を提供している場合はそのデータを取り込むこと方式のいずれかとする。

ウ 画像診断の結果を表示できること。(両センターで導入しているX線画像処理システムである富士画像診断ワークステーションと接続を行うこと。)なお、X線画像処理システム側の連携に係る費用については、本業務に含まないものとする。

エ 今後、心電図計及び脳波計による生理検査部門システムを構築する可能性があることから、生理検査部門システムとの連携が可能であること。

(5) 診療関連の文書管理

ア 紹介状、診断書、証明書、同意書等の両センター内作成文書の発行・保存管理が行えること。

イ 患者が持参した他医療機関等からの紹介状や、写真等の紙ベースの情報を、スキャナを通じて電子カルテに保存できること。

ウ 委託者が保有する紙ベースの過去カルテ情報(2号用紙、定期処方、検査結果、各種文書)をスキャナを通じて電子カルテに保存できること。

エ サマリ、入院診療計画書、退院療養計画書、その他の文書等の診療所で必要とする診療文書類を作成・変更・管理できること。

オ EXCEL、WORDを利用した両センター内の独自文書を設定・管理できること。その際、患者基本情報、病名情報等を設定できること。使用時に電子カルテ内から自由にダウンロードできること。

カ 記録された文書はすべて履歴を残し、簡単な操作で修正前や更新前の文書を表示可能なこと。

カルテ印刷においては修正前、更新前を含め診療録と規定するすべての記載内容を印刷すること。

キ 電子カルテに一般的な形式のファイル(EXCEL、WORD、JPEG等)を分類して登録する機能を有すること。

ク 登録された文書を検索できること。

(6) 共通事項

ア 患者一覧画面において利用者が診療科の選択をでき、画面表示する患者一覧のソート機能を有すること。

イ 医療用語に漢字変換可能な機能を有すること。また、利用者ごとに単語登録する機能を有すること。

ウ 縮小して登録された画像を簡単な操作で拡大表示し、利用者が画像・コメントの内容を容易に確認することができること。

エ 医薬品情報を無料で表示できること。

(7) 診療進捗管理

ア 外来受付窓口において、到着確認、当日の診察スケジュールの把握、患者誘導を行うことができること。

イ 外来受付済患者を一覧表示し、特定患者のカルテを開くことができること。

ウ 外来患者の進捗状況(受付済、検査済、会計済等)を表示できること。

エ 外来患者予約一覧の表示が可能であり、選択した患者のカルテを開くことができること。

オ 患者カナ氏名の入力により患者を一覧表示し、特定患者のカルテを開くことができること。

カ カルテが他の端末で開かれている場合は、その旨を画面に表示し操作者の注意を喚起できること。

キ 1 患者の電子カルテ情報を複数端末から閲覧、更新できること。

- ク 各医師が担当している患者を担当患者として登録・変更する機能を有すること。
- ケ 医師がレポートを作成する機能を有すること。
- コ 患者単位で受付時間、受付場所、受付内容等の参照を行うことができること。
- サ 医師、看護師、リハビリテーション職員等が患者別に情報共有を行える機能を有すること。
- シ 利用者が患者に与薬する予定、予約した実施情報を確認する目的として、予約の情報を薬品毎にカレンダー表示できること。
- ス 看護ワークシートは処方オーダー、看護ケア情報等の院内トータルシステムの情報から用途に応じて選択出力できること。出力されたワークシートは、患者の情報を基に看護教務が円滑に行えるように活用可能であること。
- セ 患者に対して、各種測定結果、観察結果を登録、経過表画面より入力・参照可能であること。

(8) オーダー管理

- ア 医師が処方、注射等のオーダーを発行する際、既に発行済みのオーダーとの重複チェック、患者病名やアレルギー等と処方される薬品の適正性等をチェックできること。チェック結果はオーダー発行前に医師に通知すること。
- イ 頻用オーダーを登録し必要に応じて展開することで、オーダー発行の簡略化を図れること。頻用に利用する複数のデータを利用者、患者、病院共通、診療科別に登録することを可能とし、それぞれに分類を作成して、分類別に登録できること。
- ウ 過去に患者に指示したオーダーの複写ができること。
- エ 各種オーダーの発行、中止、変更ができること。各操作は、確定時にログが取れること。
- オ 医師が処方箋の種別、薬品、用法を入力し、処方の指示、処方箋の発行ができること。麻薬が処方された場合、処方箋に麻薬施用者番号が印字されること。
- カ 院外処方箋、院内処方箋を作成できること。
- キ 実施無味処方ができること。(事後入力ができること。)
- ク 外来で当日注射、予約注射ができること。
- ケ D○処方、D○注射の登録、展開ができること。
- コ 検体検査、細菌検査、抗酸菌同定培養検査、抗酸菌同定感受性検査、病理検査、細胞診検査等の指示ができること。(外注検査での依頼時には、専用伝票を用いることから、実施入力ができること。)
- サ 放射線検査(一般撮影)の指示及び実施入力ができること。
- シ 生理検査(心電図検査、脳波検査等)の指示及び実施入力ができること。
- ス 外来処置の依頼指示及び実施入力ができること。必要に応じて処置指示箋の印刷ができること。
- セ 処置及び文書料等の諸収入の入力情報が、請求情報と連携する機能を有すること。
- ソ 利用者が指導料等の指示を選択し、指導料項目と指導内容をカルテに書き込むことができること。
- タ 処方箋及び麻薬施用票を印刷できること。

(9) 看護業務管理

- 測定、観察、看護処置、教育等の日々の看護介入項目について、詳細なスケジュールングを行えること。登録された看護オーダー項目は、ワークシートや温度板等、看護スケジュールに自動展開されること。

(10)患者管理

- ア 予約画面上で現在の診療・検査等の空き状況を確認することで予約日時の重複を防止して診察予約を行えること。
- イ 予約窓口業務で、患者からの連絡をうけて予約日時の決定操作を行うことができ、予約の取得及び取消を行えること。
- ウ 次回来院以降の患者の診察及び検査の予約一覧を印刷できること。
- エ 核予約オーダーをカレンダーイメージで表示し、予約枠の空き状況を参照しながら、予約オーダーの登録、修正を行えること。

4 情報セキュリティ

(1) 遵守・準拠すべき基準等

札幌市の情報セキュリティ要件は、以下に示す基準類、ガイドライン等に沿って対策を実施することを基本方針とする。なお、これらの基準類等が改定された場合は、改定版のものに準拠すること。

- ア 札幌市個人情報の保護に関する施行条例（令和4年条例第47号）
- イ 札幌市情報セキュリティポリシー（情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準）
 - ※ 情報セキュリティ対策基準については非公開のため、本業務の受託後に必要に応じて説明を行う予定。

また、本システムにおける情報セキュリティを確実に維持するため、上記に示す基準類に基づき、本システムの運用・保守におけるセキュリティ対策について定めた規定類を、体系的に整備すること。

なお、受託者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。

(2) 情報セキュリティ対策要件

No.	情報セキュリティ対策	対策に係る要件	補足
1	ログイン認証	USB 認証＋パスワード等の2要素認証とする。	－
2	権限管理	利用者により、システム利用に係る権限を設定できるものとする。	－
3	ログの取得	いつ、誰が、何をしたかを一意に特定できる機能を有すること。その記録が長期間保存可能あること	－
4	ウイルス対策	ウイルス対策ソフトによる、クライアント端末及びサーバーの定期的なチェック機能を有すること	－
5	通信の暗号化	通信経路は、IPsec 等による暗号化を実施すること	

(3) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

- ア 受託者は、本業務の作業実施体制・連絡体制を提示すること。
- イ セキュリティ対策の責任者には、セキュリティ対策を十分に管理できるものを配置すること。
- ウ 受託者は、情報セキュリティ対策の履行状況及び運用体制について、委託者の求めに応じて報告を行うこと。
- エ I S M S 認証等外部団体の認証を保有していること。

(4) 脆弱性対策の実施

- ア システムで使用するソフトウェアの最新の脆弱性情報を把握し、システムへの影響を調査・評価すること。
- イ セキュリティパッチの提供がある場合はシステムへの影響を考慮し、影響がない場合は適用すること。

(5) 委託業務終了時の情報資産の返還・廃棄について

受託者は、業務の完了日または契約解除の日をもって、情報資産を受託者に返還するとともに、その複製複写物を一切保持してはならない。ただし、委託者が必要と認めるときは、その返還日を延期することができる。

(6) 責任範囲について

原則両センター設置のONUを責任分界点とし、クライアント端末側を委託者が、クラウドサーバー側を受託者が責任を負う。ただし、委託者側の責任範囲において、ネットワーク経由のウイルス等の侵入やソフトウェアのトラブル等、受託者の責任範囲に起因するトラブルが発生した場合には受託者が責任を負う。

5 ハードウェア

(1) サーバー

- ア 受託者がクラウドサーバーを提供すること。
- イ 24時間365日の連続運転を基本とし、システムを停止させるのは、ソフトウェア保守、DB再編成、ハード保守等の際のみとすること。
- ウ 運用にあたってはデータの消失を防ぐため、定期的にバックアップを行うこと。

(2) クライアント端末

- ア クライアント端末については、委託者が準備するものとする。
- イ 最新の受入れテスト済みOSパッチについて、全端末への自動適用機能を有すること。
- ウ 現在医事システムで使用しているクライアント端末数及び新規導入予定のクライアント端末数は以下のとおりとし、これらに電子カルテシステムを導入するものとする。

	札幌市子ども心身医療センター	札幌市発達医療センター
医事システムクライアント端末数（現行）	15 台	3 台
新規導入予定のクライアント端末数	34 台	9 台
合計	49 台	12 台

(3) プリンター

現在医事システムで使用しているプリンター数及び新規導入予定のプリンター数は以下のとおりとし、電子カルテシステムから、これらのプリンターで印刷できるよう設定すること。

	札幌市子ども心身医療センター	札幌市発達医療センター
医事システムプリンター数（現行）	4 台	1 台
新規導入予定のプリンター数	13 台	3 台
合計	17 台	4 台

(4) ネットワーク

ア 本システムに必要な LAN ケーブル及び wifi 環境のネットワーク敷設は、受託者が行うこと。

	受託者が敷設を行う箇所	敷設済み箇所
札幌市子ども心身医療センター 1 階	待合室付近 (wifi)、 ひまわり整肢園診察室 (wifi)	会計窓口、地域支援室、各診察室、外来受付
札幌市子ども心身医療センター 2 階	検査室、放射線室、 医局付近 (wifi)、 眼科診察室付近 (wifi)	外来受付、各小児科診察室、 整形外科診察室
札幌市子ども心身医療センター 3 階	児童精神科スタッフルーム (wifi)、リハビリテーション 職員室 (wifi)	—
札幌市発達医療センター	放射線室、 医局・診察室付近 (wifi)	会計窓口、外来受付

イ 札幌市イントラネットとネットワークセグメントを分離すること。

ウ 両センター間で相互に、互いが管理する電子カルテを利用できること。その際の通信は、電子証明書を利用し、セキュリティが担保されていること。

エ wifi 環境においては以下のセキュリティ対策を行うこと。

(ア) S S I D の設定及び A N Y 接続拒否の設定を行うこと。

(イ) アクセスポイントへの端末 M A C アドレスの登録による接続制限もしくは同等以上の強固な接続制限の設定を行うこと。

(ウ) 暗号化 (WPA2/3) の実施及び利用端末の認証 (WPA2/3 エンタープライズ認証) の実施を行うこと。

(エ) アクセスポイント管理者パスワードの適切な設定を行うこと。

(オ) 不正利用調査を行うこと。

6 その他

(1) 業務上適用される環境関係法令等を遵守すること。

(2) 受託者は、この契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡、または継承させてはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 本業務の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、再委託を行う事業者の情報を書面等により委託者に提示し、承認を受けること。また、受託者は、再委託先の行為について一切の責任を受託者が負うものとする。

(4) 受託者は、業務の履行に当たり知り得た情報を契約終了後についても、自己の同種の情報に対す

るものと同等の注意・配慮を持って機密として保持し、かかる情報を知る必要のある自己の従業員（承認を得た第三者を含む。以下同じ。）以外に開示又は漏洩せず、この契約の目的以外に利用してはならないものとする。

- (5) 成果物等について、納品期日までに本市に内容の説明を実施して検収を受けること。検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修等を行い、変更点について本市に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。
- (6) その他この仕様に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議の上、これを定めるものとする。

端末・プリンター配置表

1 端末配置表

	設置済み PC (デスクトップ型)	受託者が設置を 行う PC (ノート型)
子ども心身医療センター 1 階	会計窓口 4 台 地域支援室 1 台 外来受付 1 台 診察室 (5 室各 1 台) 5 台	地域支援室 3 台 外来受付 3 台 ひまわり整肢園診察室 1 台
子ども心身医療センター 2 階	外来受付 1 台 診察室 (3 室各 1 台) 3 台	外来受付 3 台 診察室 1 台 児童精神科医局 4 台 小児科医局 1 台 所長室 1 台 放射線室 1 台 検査室 1 台
子ども心身医療センター 3 階	—	児童精神科スタッフルーム 6 台 リハビリテーション職員室 9 台
発達医療センター	会計窓口 2 台 外来受付 1 台	診察室 (2 室各 1 台) 2 台 医局 1 台 職員室 5 台 放射線室 1 台

2 プリンター配置表

	設置済みプリンター	受託者が設置を 行うプリンター
子ども心身医療センター 1 階	会計窓口 2 台 外来受付 1 台	地域支援室 1 台 診察室 (5 室各 1 台) 5 台 ひまわり整肢園診察室 1 台
子ども心身医療センター 2 階	外来受付 1 台	診察室 (3 室各 1 台) 3 台 児童精神科医局 1 台
子ども心身医療センター 3 階	—	児童精神科スタッフルーム 1 台 リハビリテーション職員室 1 台
発達医療センター	会計窓口 1 台	診察室 (2 室各 1 台) 2 台 職員室 1 台